

「成田空港第2の開港プロジェクト」について、成田国際空港株式会社から、用地取得の進捗状況やB滑走路延伸部の先行供用などに関する説明を受けました。説明では、C滑走路新設のための用地取得に遅れが生じており、任意取得の努力は引き続き継続するが、最終的には土地収用制度の活用も必要との見解が示されました。

現在進行中の成田空港の拡張事業

The diagram illustrates the expansion of Narita International Airport. Key features include:

- 滑走路 (Runway):**
 - 2本 (2 existing): 4,000m x 2,500m
 - 3本 (3 new): 4,000m x 3,500m, 3,500m x 3,500m, 3,500m x 3,500m
- 拡張予定地 (Expansion Site):**
 - 北側に1,000m延伸 (Extension to the north by 1,000m)
 - 拡張予定地 (Expansion site)
 - 拡張予定地 (Expansion site)
 - 拡張予定地 (Expansion site)
- 空港敷地面積 (Airport Site Area):** 1,198ha → 2,297ha
- 滑走路新設 (New Runway):** C滑走路新設 (New Runway C)
- 滑走路の南側に3,500mで新設 (New Runway C, 3,500m south of Runway B)**
- 年間発着枠 (Annual Flight Slots):** 34万回 → 50万回
- 発着回数50万回時に期待される効果 (Expected effects when 500,000 flights per year):**
 - 旅客数 (Passenger Volume): 年間4,000万人 → 約7,500万人
 - 貨物量 (Cargo Volume): 年間200万t → 約300万t
 - 空港内従業員 (Airport Staff): 4万人 → 約7万人

出典：成田国際空港株式会社（一部加工）

※ 飛行経路下における一定の騒音時間確保をスライプ適用を要する

成田空港周辺では、空港の機能強化を見据えた企業進出や物流拠点の整備が進められており、町議会は、本プロジェクトが町の持続的な発展につながるものと考えています。

一方で、本プロジェクトの進捗が不透明となれば、企業の投資判断や地域の発展への影響が懸念されます。また、事業の推進には、地権者や地域住民の理解を得ながら、地域との共生・共栄を図ることが重要です。

このため、議会は、本プロジェクトの早期実現が町の将来に重要であると判断し、令和8年第2回定例会において、「成田空港第2の開港プロジェクトの早期実現を要望する決議」を賛成全員で可決しました。

- ①事業推進の遅滞を防ぐため、「あらゆる方策と手段」を講じ早期実現に向けて最大限の努力を行うこと
- ②地権者および地域住民への丁寧な説明を行い、理解と協力を得る努力を継続すること
- ③「空港づくりは地域づくり」の理念のもと、周辺自治体を含む関係機関との連携を更に密にし、地域経済の活性化を促す施策を推進すること



成田空港第2の開港プロジェクトとは

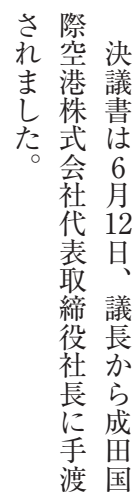
B滑走路延伸やC滑走路新設をはじめ、旅客ターミナルや貨物施設などの整備を進め、空港機能を大幅に強化する国家的な事業です。また、空港を核としたまちづくりを進める「エアポートシティ構想」の基盤となるものであり、物流機能の強化や企業誘致、雇用の創出など、地域経済への大きな波及効果が期待されています。

なぜ決議したのか

成田空港周辺では、空港の機能強化を見据えた企業進出や物流拠点の整備が進められており、町議会は、本プロジェクトが町の持続的な発展につながるものと考えています。

一方で、本プロジェクトの進捗が不透明となれば、企業の投資判断や地域の発展への影響が懸念されます。また、事業の推進には、地権者や地域住民の理解を得ながら、地域との共生・共栄を図ることが重要です。

このため、議会は、本プロジェクトの早期実現が町の将来に重要であると判断し、令和8年第2回定例会において、「成田空港第2の開港プロジェクトの早期実現を要望する決議」を賛成全員で可決しました。



請願にかかる
意見書を可決

6月11日、採択した請願にかかる2件の意見書案が発議され、賛成全員で可決しました。可決した意見書の要旨は次のとおりで、それぞれ議長名で関係機関へ提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書

国にはすべての子どもたちに等しく一定水準の教育を受ける機会を確保する責務があることから、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準向上のため義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求める。

子どもたちの教育環境整備を一層すすめるため、次の事項を中心とした国の予算拡充を強く求める。

1. 災害からの教育復興予算拡充
2. 子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするための教職員定数改善計画の策定と実現
3. 義務教育教科書無償制度の堅持
4. 就学援助や奨学金事業の予算拡充
5. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制の充実
6. 学びの場の充実と学ぶ機会保障のための予算措置
7. 公立学校施設整備費の充実
8. GIGAスクールの着実な推進と学校現場のさまざまな課題対応への環境整備

請願・陳情・意見書の全文はこちらからご覧いただけます。



陳情を
趣旨採択

陳情第1号

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の見直しをやめ、国が主食の価格と需給に責任をもち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄を行うことを求める陳情書

①
陳情の趣旨

米不足による価格高騰や、その後の価格下落により米農家の経営への不安が高まる中、政府が進める食糧法改正について、「需要に応じた米生産」の法制化を行わないことや、国産米による政府備蓄の実施などを求め、政府・関係機関に意見書を提出するよう求めたものです。

② 委員会での議論

付託された総務産業建設常任委員会での審査では、米は国民の主食であり、安定的な生産体制を維持することの重要性や、米農家が抱える不安については理解できるといふ意見がありました。一方で、多古米はブランド米として高い付加価値を持つていて、米だけでなく他の農産物にも価格変動は起こり得ること、食糧法の改正や需給管理のあり方については、様々な視点から慎重に議論すべきとの意見が出されました。

また、価格保障や所得補償制度については、生産者の経営安定につながるの考えがある一方で、生産性の低下や将来的な農業の発展への影響を懸念する意見もありました。さらに、国産米による備蓄の必要性について理解を示しつつも、ミニマムアクセス米については外交上の経緯もあり、総合的に判断する必要があるとの意見が出されました。これらのことから、委員会における審査結果としては、意見書の提出はしませんが趣旨採択とすることに決定しました。

③ 議会の結論

最終日、本会議において委員会での審査結果について委員長報告がなされ報告に対する質疑・討論もなく、採決の結果、委員会の審査結果のとおり趣旨採択とすることに決しました。